

かんちゃざんかんけいしりょう

「菅茶山関係資料」が、国の重要文化財（歴史資料）の追加指定へ

令和7年3月21日（金）、国の文化審議会（会長 ^{しまたにひろゆき} 島谷弘幸）は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第27条の規定に基づき重要文化財に指定（追加指定）するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財

菅茶山関係資料（福山市西町二丁目4-1 広島県立歴史博物館）

2 文化財の概要 ※（ ）内は追加指定後の総点数

名 称 等	資料点数	年代	種別	所有者
菅茶山関係資料	886 点 (6,255 点)	江戸時代	歴史資料	広島県 (広島県立歴史博物館保管)
内 容				
○ 菅茶山関係資料は、備後国神辺出身の儒学者・教育者・漢詩人である菅茶山（1748～1827）とその親族に関わる資料群であり、茶山が詠んだ漢詩集の草稿などの各種草稿類をはじめ、日記類、典籍類、書状類、茶山に贈られた書画・器物類などで構成される。 ○ 菅茶山の事績及び思想、作品を理解する上で最も重要な資料であるとともに、江戸時代後期における茶山と文人等の交友関係をつぶさに伝え、我が国の文学史ならびに文化史研究上、価値が高いことから、平成26年に5,369点が国の重要文化財に指定された。 ＜参考：広島県立歴史博物館ホームページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/rekishih/kancyazan-kouyousekiyou.html＞ ○ 今回、追加指定の対象となる資料は、令和6年に広島県立歴史博物館が寄贈を受けた資料を含む886点である。 茶山の古希や傘寿を祝う贈り物、茶山の落款印や廉塾の蔵書印など、前回の指定資料の価値を高める内容をもつものとして貴重である（主な資料は別紙参照。）。				

◆ 今回追加指定される資料の分類及び点数

分 類	既指定 (平成26年)	今回追加指定 (令和7年)	合 計
著述稿本類	647 点	32 点	679 点
文書・記録類	631 点	318 点	949 点
書画類	331 点	206 点	537 点
書状類	939 点	171 点	1,110 点
典籍類	2,706 点	40 点	2,746 点
絵図・地図類	44 点	—	44 点
器物類	71 点	119 点	190 点
合計	5,369 点	886 点	6,255 点

3 今後の予定

答申の3～6か月後に、官報告示により指定予定。

(別紙) 追加指定の対象となる主な資料



そうかくず かきざきはきょう
双鶴図 蠣崎波響画

文化 14 年 (1817)、茶山の古希の祝いとして、
松前藩家老で画家の蠣崎波響から贈られた絵



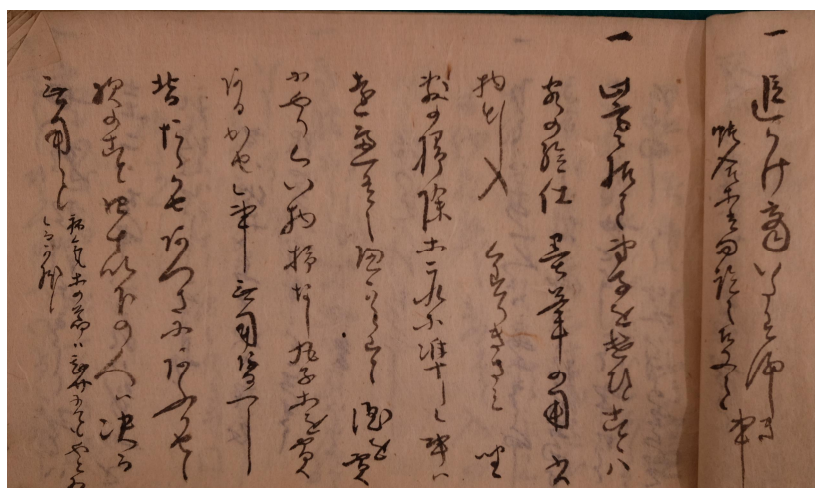
寿杯 松平定信所贈

文化 14 年 (1817)、茶山の古希の祝いとして、
元老中の松平定信から贈られた杯



印章類

茶山や廉塾に関する印



ていきん
庭訓 (部分)

茶山が実家の当主を弟^{ちあん}恥庵に
譲る時に示した家訓書



X(旧 Twitter)
発信中!!



〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 4-1
(TEL) 084-931-2513 (FAX) 084-931-2514
(e-mail) rhksoumu@pref.hiroshima.lg.jp

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財		合計
種 別 (種 類)		件数	種 別 (種 類)	件数	
国 宝	建 造 物	7			7
	絵 画	2			2
	工 芸 品	16			16
	書跡・典籍・古文書	1			1
	小 計	26			26
重 要 文 化 財	建 造 物	59	建 造 物	45	104
	絵 画	11	絵 画	52	63
	彫 刻	43	彫 刻	94	137
	工 芸 品	61	工 芸 品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考 古 資 料	5	考 古 資 料	18	23
	歴 史 資 料	5 (±0)	歴 史 資 料	4	9
	小 計	204	小 計	319	523
	重 要 無 形 文 化 財	0	無 形 文 化 財	2	2
	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	7	有 形 民 俗 文 化 財	5	12
	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	4	無 形 民 俗 文 化 財	67	71
記 念 物	特別史跡・特別名勝	1			1
	特 別 史 跡	1			1
	特 別 名 勝	1			1
	特 別 天 然 記 念 物	2			2
	史 跡	29	史 跡	125	154
	名 勝	7	名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15	天 然 記 念 物	114	129
			名 勝 天 然 記 念 物	1	1
	小 計	56	小 計	246	302
	重 要 伝 統 的 建 造 物 群	4			4
	合 計	301	合 計	639	940

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
国 選定保存技術		2
国 登 録 文 化 財	登録有形文化財（建造物）	313
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※ 1 網かけ部分が、今回追加指定が答申される文化財に関係する部分である。

※ 2 件数は、今回追加指定の答申後、告示がなされた後のものである。（件数に変更はない）

※ 3 国登録有形文化財（建造物）には、令和 7 年 3 月 21 日に答申予定の 2 件を含む。